

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成29年12月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成29年12月 6日
3. 開会の日 平成29年12月21日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭 子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭 子 一 委員・大 坂 秀 美 委員
谷 川 英 昭 委員・稲 田 直 樹 委員
宮 本 政 文 委員・石 川 浩 委員
吉 井 繁 信 委員・池 田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 0名
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
久 住 博 (株)フィールド
(代)松 原 和 敏
- 議案第2号 その他
10. 開 会 午前16時27分
11. 閉 会 午前17時25分

午後4時27分 開会

○蛭子会長 こんにちは。

変則の本日の時間帯でございますけど、ただいまから全員そろいましたので農業委員会定例会を開催したいと思います。よろしくお願ひいたします。

会に先立ちまして、きょうの議事録署名人は宮本さんと石川さん、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは最初に、議案第1号。

○事務局 それでは、議案第1号になります。

第5条第1項の規定による許可申請ということで、農業委員会受け付け平成29年12月4日、所在地字岩屋、番地が●●●●番●、地目ですけれども台帳も田、現況も田ということで、面積が571平米、譲り渡し人のほうが宇多津町●●●様、譲り受け人のほうが丸亀市・・・、●●●●代表●●●●様、所有権移転ということで、場所については後ろ側きにしておりますけども、県道のちょっと1段下がったところになろうと思います。詳細に関しては、そのもう一枚後ろ側きに場所的に入っております。

内容としましては、太陽光パネルで324平米分をするということで、工期ですけども平成30年2月1日から平成30年5月1日ということでございます。パネルのほうが、約200枚ちょっとぐらいを設置するようになります。

事業概要としては、●●●●さんに関しては平成●●年●月●●日設立で、従業員2人ということで、不動産業の貸付業みたいです。

○蛭子会長 新しいんやろ。

○事務局 はい、そうですね。大体、資本というか資金調達のほうがですが、全部借り入れでやるということになっております。

以上でございます。

○蛭子会長 これに。あと、●●さんのバラつくっとただらう。

○谷川委員 はい。ほなけん、これ水利組合は承認しました。

○蛭子会長 ああ、わかりました。

○事務局 いや、農地は1つ。

○谷川委員 農地はないかって、うちの横が農地やけん。農地はある。

○蛭子会長 1つあるん。

○谷川委員 1つあるある。

○蛭子会長 あれ全部また違うん、ここは農地。

○谷川委員 農地はあるで。

○蛭子会長 それはあれやな、道と水路の幅やな。

○谷川委員 農道がかんどのけんな。

○蛭子会長 うん、農道がかんどの。

あれ、●●さんの横の空き地になっとるん、あれは何な。

○谷川委員 どこ。

○蛭子会長 ●●さんの家があるやない。

○谷川委員 おお。あれは宅地。宅地で家を直して、宅地で残っとる。

○蛭子会長 うん。今はもう誰もおらんの。

○谷川委員 おらん。

○蛭子会長 空き地になって。

○谷川委員 空き地になっとる。あれ坂本というんじゃったと思う。

○事務局 一応、隣というか●●さんのところは隣接同意はもらってるんです。

○谷川委員 うん、入っとるでな。隣接のあれは。

○蛭子会長 それでは御意見、地元のほうは今谷川さんがおっしゃったの、ございませんでしょうか。ほかの、その他のほかで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、御意見なければ議案どおり承認ということでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、第2号議案その他で、金井さんのほうから。

○事務局 1件、皆さんも御承知で、ちょっと私のほうが気づくのが遅くてまことに申しわけないんですけども、そこの県道富熊線部分で、●●●●の横、●●が何かやっしょんかな、●●●●のところの入り口の田んぼを1枚挟んだところにもともの旅館があったんです。その分を取り潰すに当たって、●●さんのところの田んぼを無断使用ということになる。本当はうちの5条申請で借り入れをして、田んぼをまたもとに戻すということをしなければならないんですけども、気がついたときにはやっちゃって、ほんで工期自体ももう済んでおる状態であるということで、私と●●のほうが現地に行って、いかんでないかということでちょっと嚴重注意をして、それで一応てんまつ書という形で今回農業委員さんに関して、もう現場も元には戻っておるので、一応てんまつ書で仕舞をした

いなということで、許可を待ちよつたらどうしても12月にかけて1月とか2月になってしまうんで、それではうちのもうけがないがといっているいろいろすったもんだがございましたので、ほんなもうやってしもうとるし、土は剥いどるし、半分やったところで僕らが気づいたものですから、今言うたようにてんまつ書という形で、申請中の表示について宇多津町字・・・●●●●番●で、田んぼで90平米で、工期については平成●●年●●月●日から平成●●年●●月まる●日と言いつつも、事前にもう土も戻しておるという中で、今般隣接地解体工事に伴い、作業場所の確保のために、隣接上記農地ですけども土を搬入して使用すると。なお、土地所有者●●●●氏及び●●●●氏に農地使用の承諾を受けていたが、今回農業委員会事務局より指摘がありまして、本来ならば農地転用許可を受けて工事施工するものであるが、工事着手してしまいましたと。その責により、ミスとはいえ不注意であったことを深く反省するものであります。今後はこのようなことが再び生じないように十分注意しますので、今回は何分の御配慮を賜りますようお願い申し上げますということで出てきておりますので、短期間の工事で、どこにも今の時期なんで田んぼも使っていないと。ほんで、ことしに関しては、井原さんのところも稲を植えてなかったという部分もございましたので、もうこれで仕舞をしたいなということで、御報告でございます。

○谷川委員 だけん、●●さんから何も文句は出てないん。

○事務局 ああ、そうです。逆に言うたら、●●さんのところはもう使うたらええがという。本人さんは知らんかもわからん、本人さんはもう入ってるんで。

○谷川委員 本人はわからんわね。ほなけん、あれはしとるけに、許可ぐらいはもろうてしよと思うとったんじゃ。ほやけど、あれしてくれて、●●さんも喜んどんや。草もぶれの田んぼが結構になつとんや。ならしてくれとる、土をはぐってまぜての。ほんな、まあいかん、これやったら地主さんのほうがあの人やけんの。また、いろいろ裁判に取り上げて、文句言いよんやったらこれ農業委員会のほうも困るけどの。それがないんやったら、もう別にな。

○事務局 多分、お話は娘さんとどまってるのかなという解釈はするんですけど。

○谷川委員 もうそれでええが。もう何ちゃ言うてこんのやったら、別にな。ほんで町は町としての一応注意はしとんやろ。

○事務局 はい、してます。同じことはほかのところでもせんといて。うちは今回こういう形やけど、ほかのところはきちんと第5条を出して、そこら辺も説明はしております。ほ

んで、わかりましたというお話はいただいて、ほいでてんまつ書でということでしたいております。

○蛭子会長 そんなら、そういうことでよろしゅうございますか。今、もう終わった、事後報告になりますけども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 濟いません。あと……。

○宮本委員 ごめんなさい。ちょっとちなみに教えてください。

ああいう場合からしたら、それは何か面積がこれ以上だったら出すとか、期間が全然ないんですか。

○事務局 全然ない。

○宮本委員 例えば、1平米でも買ってする場合は。

○事務局 農地をいじった場合には全て出さないかんので。

だから、基本的には農地をいらう以上はもう。

○宮本委員 民間だからそうなるんですか。例えば、町道を広げるとか何かあるじゃないですか。当然、一応ステップ行ってやるじゃないですか。それも関連するわけですか。

○事務局 いや、それは関係しません。

○宮本委員 公共事業だかんは構わないんですか。

○事務局 基本的に、用地買収をした時点で借り置きで工事をもとに戻すようになるので、町主体での町道に関しては申請は要らないという形になりますので。

○宮本委員 勉強になりました。ありがとうございます。

○蛭子会長 あれ、ほんで今回はそういうことでわかっててんまつ書が出てきたんやけど、無断でそういうふうにしてやな、例えば我がところの田んぼで我がところの駐車場だけ、車だけ置くけんちょっと何平米とか潰すわというんはようけおる、そんなんな。その辺はもう。

○事務局 そこら辺の判断的なもの、農地に車を駐車するためにつくるとか、そういう部分であれば基本的には、さっき前にも言うたように、200平米まではどうでもなるんですけど、それが今回の他人でございまして。本当は、そういう部分も届け出をさせていただくのが、農地として削るようになるのでこれだけ分というふうにはなるんです。僕らが言うたらまことに申しわけないんやけど。結局、それを全部測量して、そこで切つてというお金のほうが大きいんで、皆さんしない方も多々あるというのは承知しております。

○蛭子会長 多々あるわな。手間暇かかるし、資金もようけ要るな。

○事務局 そこら辺は、本当はうちとしては出して下さいねというんが基本になるろうか
と思います。

○蛭子会長 ほんな、測量士を入れて分筆せないかんのやな。

○事務局 そうです。今ごろ、前はもうこことこの点と点でこう線を引いて、これだけ分
だけやと言いよったけど、今ごろ法務局が1枚を丸ごと巻いてしまって、隣接同意、境界
をしてしまって、それから線を入れて何平米分変えますということで登記をしなくてはな
らないので、そこら辺の費用が相当ばかにならん金額になってくると。それで、工事費入
れて農転かけてという費用を考えて、時間とか考えよったらという部分は多少なりともあ
ろうかと思います。今回はちょっと大がかりだったんで、うちとしても見過ごすわけにい
かんのので、そういう形です。

○蛭子会長 そっちは、ほかは。もう、その他は。

○事務局 一遍ここで閉めさせていただきたいと思います。

○蛭子会長 よろしいか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、一旦閉めます。ありがとうございました。

午後5時25分 閉会